第十五条　協議グループ

1　基本協定第百二十五条1の規定に基づいて設置される協議グループは、次の(a)及び(b)の者で構成する。

(a)　インドにおける協議グループについては、インド政府の関係当局及び在インド日本国大使館の代表者

(b)　日本国における協議グループについては、日本国政府の関係当局及び在日本国インド大使館の代表者

2　適当な場合には、協議グループは、次の(a)及び(b)の者を招請することができる。

(a)　インドにおける協議グループについては、独立行政法人日本貿易振興機構、インド日本商工会及び日本国の民間部門の関係団体の代表者並びに関連するインドの地方政府の代表者

(b)　日本国における協議グループについては、日本国及びインドの民間部門の関係団体の代表者

3　協議グループは、次の事項を任務とする。

(a)　次条1(e)の規定に基づいて連絡事務所が報告する所見を必要に応じて考慮しつつ、当該協議グループが設置されている締約国のビジネス環境の整備のための方法及び手段について討議すること。

(b)　(a)に定める任務に関し、小委員会に対して所見を報告すること。

4　各協議グループは、その協議グループのいずれかの締約国政府の代表者の要請に基づき又は小委員会の指示に従って、会合する。

第十六条　連絡事務所

1　基本協定第百二十六条1の規定に基づいて各締約国において指定される連絡事務所は、次の事項を任務とする。

(a)　自国の法令その他の措置であって、他方の締約国の企業の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該他方の締約国の企業からの苦情及び照会を受領すること。

(b)　自国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情及び照会を送付すること。

(c)　苦情を申し立て、又は照会を行った企業に対し、自国の関係当局からの回答を送付すること。

(d)　自国の関係当局と協力して、(a)に規定する企業に対し、必要な情報及び助言を提供すること。

(e)　小委員会及び自国における協議グループに対して所見を報告すること。

2　1の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、他方の締約国に所在する団体であって当該他方の締約国の連絡事務所と自国の企業との間の連絡を円滑にするものを指定することができる。

3　1及び2の規定は、一方の締約国の企業が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限するものと解してはならない。

第四章　協力

第十七条　協力の範囲及び形態

この章においては、基本協定第百三十条の規定に従い、相互に特定した分野における協力の範囲及び形態について規定する。

第十八条　環境

環境の保全及び改善を目的とした環境の分野における協力の範囲及び形態には、特に、次の事項を含めることができる。

(a)　持続可能な開発を促進し、及び気候変動に対処すること。

(b)　政策、法令等に関する情報を交換すること。

(c)　人材養成及び能力の開発を促進すること。

(d)　研修の機会を増大させること。

(e)　専門家の交流及び現場視察を奨励し、及び円滑にすること。

(f)　環境に関連する問題に関する国際的な場における互恵的な協力を促進すること。

(g)　両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

第十九条　貿易及び投資の促進

貿易及び投資の促進の分野における協力の範囲及び形態には、特に、次の事項を含めることができる。

(a)　投資に関する情報を提供するポータルサイト、出版物その他の形式を通じ、両締約国の貿易、投資及び事業に関連する法令、ビジネス環境等に関する情報を交換し、及び共有すること。

(b)　持続的な貿易及び投資の促進に関する活動（例えば、貿易及び投資の使節団、ビジネスに関するセミナー、ウェブサイト上の広報、メディアを通じた交流並びに貿易見本市）を組織し、及び当該活動について協力することを通じ、貿易及び投資の機会及び可能性についての啓発を促進すること。

(c)　専門家の交流を行い、及び両締約国間の投資を促進するための専門家の部会を設置すること。

(d)　両締約国政府が相互に合意するその他の形態に関すること。

第二十条　公共基盤

公共基盤の分野における協力の範囲には、経済特別区の開発、空港その他の民間航空の基盤の近代化、高速道路、大衆高速輸送システム、港湾及び海運の近代化、高速鉄道網並びに大規模な工業団地を含めることができる。この分野における協力の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

(a)　政策、法令等に関する情報を交換し、及び共有すること。

(b)　公共基盤の開発及び運営に関する専門知識及び最良の慣行を交換し、及び共有すること。

(c)　公共基盤の分野への参加を促進するための広報行事を開催すること。

(d)　両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第二十一条　情報通信技術

情報通信技術の分野における協力の範囲には、ブロードバンドネットワーク、移動通信、電子政府、情報セキュリティ及びユビキタス・コンピューティングを含めることができる。この分野における協力の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

(a)　政策、法令等に関する情報を交換し、及び共有すること。

(b)　公的部門と民間部門との間の協力を促進すること。

(c)　情報通信技術に関連する事項に関する国際的な場における協議及び協力を促進すること。

(d)　両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。

第二十二条　科学技術

科学技術の分野における協力の範囲には、ナノサイエンス、ナノテクノロジー、ロボット工学、バイオテクノロジー及び自然科学を含めることができる。この分野における協力の形態には、特に、次の事項を含めることができる。

(a)　学術セミナー、研究集会、会合その他の形式を通じ、両締約国の研究機関の間の情報の交換を奨励し、及び容易にすること。

(b)　共同研究開発を奨励すること。

(c)　科学技術に関連する国際的な場における協力を促進すること。

(d)　両締約国政府が相互に合意する協力のその他の形態に関すること。